

長崎市チャレンジ企業応援補助金（物価高騰対策型）

物価高騰など厳しい事業環境に直面する製造業や建設業など市内中小事業者の経営基盤の強化に向けた新製品・新サービス開発、事業拡大、DX推進による生産性向上、経営の多角化に向けた新事業展開の取組みに要する経費（機械設備等の導入を含む）の一部を補助します。

対象事業	下記の①～④に該当する市内の事業所等において実施される事業（併用可） ① 新製品・新サービス開発支援事業 高付加価値な新製品や新技術、新たなサービスの提供に向けた研究開発の取組み ② 事業拡大支援事業 新規受注の獲得や受注拡大に向けた技術・技能の高度化をはじめ、知財や人材といった保有する経営資源の更なる有効活用に向けた競争力強化の取組み ③ DXの推進による生産性向上支援事業 DX推進に寄与するICT・IoT・AI・ビッグデータといったデジタル技術の活用及びICT・IoT技術といったデジタル技術が搭載された機械装置を活用した取組み ④ 新事業展開支援事業 経営の多角化を目的に、洋上風力、水素・アンモニア、船舶、医療、航空機関連分野への参入の取組みに資する事業
補助対象者	下記の要件を全て満たす中小事業者 ① 長崎市内に本店、主たる事業所又は工場を有し、かつ、1年以上同一事業を行っていること ② 製造業、建設業、運輸業、機械設計業又は商品・非破壊検査業を営んでいること ③ 市税及び県税、消費税および地方消費税相当額を滞納していないこと
事業期間	交付決定日～令和8年1月末
対象経費	別紙のとおり
補助率・補助限度額	【補助率】原則2分の1、ただし、次のア及びイを満たす企業は3分の2 ア 正社員のうち最も賃金単価の低い者から順に全体の1割以上の社員（以下「賃上げ対象者」という。）に対し、申請から事業完了時までに30円以上の賃金単価の引上げを実施する事業者であること。 イ 最も賃金単価の低い正社員の賃金単価が補助事業の終了時点の地域別最低賃金単価より30円以上高い計画であること。 ※賃金単価については、基本給と諸手当の合計額を時間単価で算出（諸手当には時間外勤務手当や臨時で支払われる手当、割増賃金、皆勤手当、通勤手当及び家族手当は除く） 【補助限度額】300万円
申請期間	令和7年8月29日まで（予算がなくなり次第、受付は終了します）
選考方法	交付決定については、有識者等による審査を行い、随時採択決定をします。
HP	https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/6082.html 又は、「長崎市 チャレンジ企業応援補助金」で検索
申請書類	① 長崎市チャレンジ企業応援事業費補助金交付申請書（第1号様式） ② 補助事業（収支）計画書（第2号様式） ③ 長崎市チャレンジ企業応援事業費補助金に係る賃金引上げ計画書（第3号様式）

※賃上げ実施企業に限る

- ④ 誓約書兼同意書（第4号様式）※個人の場合は本人分を記載
- ⑤ 前年度・前前年度決算書の写し（法人のみ）
- ⑥ 税務署へ提出した直近2期分の事業の収支内訳書又は青色申告決算書及び貸借対照表の写し（個人事業者に限る。）
- ⑦ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ）
- ⑧ 市税の完納証明書及び県税の納税証明書（未納がない証明）、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する納税証明書（その3） ※原本

お問い合わせ

長崎市経済産業部新産業推進課 誘致ものづくり支援係
〒850-8685 長崎市魚の町4-1 14階
TEL 095-829-1273 FAX 095-829-1151

区分	補助対象経費	備考
新製品・新サービス 開発支援事業 事業拡大支援事業 DXの推進による生 産性向上支援事業 新事業展開支援事 業	旅 費	・ 事業実施に必要な出張に要する経費に限る。
	謝 金	・ 事業実施に必要な外部専門家に対する謝金又は旅費に限る。
	受講料等	・ 事業実施に必要な研修の受講料、教材費、受験料及び資格登録料に要する経費に限る。
	会場借上料	・ 事業実施に必要な会場及び機材の借上げに要する経費に限る。
	消耗品費	・ 事業の実施に直接必要な資材、部品若しくは消耗品の製作又は購入に要する経費に限る。
	機械設備等導入費	・ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一及び第二、第三、第六に定められた工具、器具、機械及び装置並びにソフトウェアの購入、借用又は改良に要する経費に限る。 （以下に記載するものは補助対象外） ・ 長崎市外に設置する機械設備等 ・ 老朽化した機械設備等の更新であるもの ・ 生産活動、サービスの提供及び業務効率化の取組みに直接利用されない機械設備等 ・ 1件あたりの取得価格が30万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）未満のもの ・ 建物、建物付属設備、構築物、船舶、航空機、車両、家具、家庭用品、備品及び空調設備 ・ パソコン、デジタルカメラ、プリンター、コピー機など汎用性の高い機械装置等の購入及びレンタル ・ 中古品又はリース契約に基づくもの ・ 太陽光発電関連設備 等
	委託費	・ 補助対象者が、直接実施することができない又は適当でないものについて、他の事業者への外部発注に要する経費に限る。
	使用料	・ 事業の実施に直接必要な使用料に限る
	役務費	・ 事業の実施に直接必要な経費に限る
	共同研究費	・ 契約、協定等に基づき負担する経費に限る

※ 対象外経費については、募集要項の「10 (2) 補助対象外経費について」をご参照ください。